

「所得補償保険」は自宅療養も補償します。

協会の「休業保障制度」にご加入いただけない方、**2010年3月1日発行**上乗せ補償をご希望の方にお勧めします。

所得補償保険

好評
受付中

うつ病等の精神障害、認知症による休業も補償

- 入院は1日目から、自宅療養は5日目から補償
- 再発の場合も含めて通算1000日まで補償
- 代診をおいてもお支払い
- 地震などの天災によるケガも補償
- 連続休業は最長2年補償
- 協会「休業保障制度」に関係なくお支払い

先生のご家族、スタッフもご加入いただけます。

所得補償保険 (月額)		10万円		5万円	
職 種		医師・歯科医師		レントゲン技師・看護師・歯科技工士・衛生士	
月 額	型	A型	B型	C型	D型
		補償期間2年 免責4日 (入院は0日)	補償期間1年 免責4日 (入院は0日)	補償期間1年 免責4日 (入院は0日)	補償期間1年 免責4日 (入院は0日)
保 険 料	15~19才	—	—	405円	355円
	20~24才	—	—	620円	540円
	25~29才	1,400円	1,150円	660円	575円
	30~34才	1,770円	1,430円	820円	715円
	35~39才	2,070円	1,610円	925円	805円
	40~44才	2,680円	2,010円	1,155円	1,005円
	45~49才	3,160円	2,320円	1,340円	1,160円
	50~54才	3,630円	2,610円	1,505円	1,305円
	55~59才	3,810円	2,740円	1,575円	1,370円
	60~63才	3,950円	2,820円	1,625円	1,410円
料	64才	—	2,820円	1,625円	1,410円
	65~69才	—	3,420円	1,965円	1,710円
	70~74才	—	5,760円	3,310円	2,880円
	75~79才	—	8,640円	4,965円	4,320円

医師賠償責任保険

他の医師賠償責任保険にご加入でない先生方にお勧めします。



医療上の事故、医療施設の事故の賠償責任による損害を補償

兵庫県保険医協会共済部 (☎ 078-393-1805)

会員懇談会 「職員を大切にす医療機関の強み」

職員を大切にす、医院経営を円滑に

支部では、12月12日西明石のホテルキャッスルプラザで会員懇談会「職員を大切にす医療機関の強み」を開催。講師はコンサルティング会社の株式会社リガヤパートナーズ代表取締役社長の園田幸夫氏、支部の会員ら21人が参加した。

講師の園田氏はアメリカへの音楽留学や会社経営、英会話教室の講師、営業マンを経て医療法人社団の経営者になったという異色の経歴の持ち主。様々な経験から財務状況改善、従業員のモチベーション向上も含め、行政に翻弄されない強固な医療経営法を教授した。

講演では、「中小病院、公立病院の経営状態悪化」により開業志向の医師は今後も増えると思われる。そんな中、良質な医療を提供しようと日夜奮闘されている先生はじめ、経営者の皆様と従業員満足に

ついて考えたいと思う」と述べた上で、「某有名ホテルが徹底した従業員満足を追及することによって真の良質なサービスを提供する事に成功し、群を抜いた存在になった事例もあり、医療機関にもホテルのような接客を患者さんに提供するようなコンサルティングが流行ったが、間違い。医療機関には楽しい思いをしようと思ってる人はいない。ホテルとは相手の求めるものが違う」と解説した。

さらに、経営者である医師が考える職員が満足する職場と職員が考える職員が満足できる職場にはギャップがあるとした。経営者は①高額の給与、②休みが取りやすい環境、③人間関係が楽な職場などを考えているだろうが、職員は①明確な評価基準、②やりがいのある仕事、③規律正しい職場を求めていると語った。

また、病院、医院の方向性

を伝えることも大切だとした。人事、労務に関する問題を抱えている病院や医院では、経営者(先生)と従業員の間の信頼関係が崩れてしまっている場合が少なくないとし、まず医療機関として、どんな理念を掲げ、何を実践しようとしているかを伝えなければならぬと語った。

懇談会の中では、実際に講師が参加者に、経営上困って

いることなどを聞き、その処方箋を講演の中で明らかにした。参加者からは、「従業員の給与を下げる場合はどうすればいいか」や「スタッフ同士がグループを作りグループ間で対立しており、診療に悪い影響が出ているがどうすればいいか」「スタッフの採用面接時の注意点やテクニクを教えてください」などの意見が出された。

明石社会保障推進協議会
第13回総会&映画
「いのちの山河 日本の青空」有料試写会

日時 2月13日(土) 14時~
場所 アスパア明石9階ホール

※試写会は有料ですが無料になる招待券もございますので、ご希望の方は下記までお問い合わせください。

兵庫県保険医協会
☎ 078-393-1807 (担当 平田・本田まで)

緊急署名にご協力を 診療所の再診料引き下げ反対!

昨年12月に次回診療報酬改定が総枠プラス0.19%とされたことを受け、再診料の病院・診療所の統一、とりわけ内科診療所の再診料引き下げの議論が新聞各紙でも報道されている。

保団連・保険医協会の運動もあり10年ぶりのプラス改定になるとはいえ、4回連続のマイナス改定

によって深刻化した医療崩壊を立て直すにはとても十分な改定率とは言えず、民主党がマニフェストでうたった「医療費水準をOEC D並みにする」という公約とも大きく乖離している。その上、内科診療所の再診料引き下げは、医療崩壊や医院経営難に拍車をかけることとなり、到底許されるものではない。

そこで、保団連・各都道府県協会では、内科診療所の再診料引き下げ反対、公約通りの診療報酬大幅引き上げを求める緊急要請署名に取り組みこととした。要請の内容は「①再診料の統一は、診療所再診料を引き下げず、病院再診料を引き上げること、②再診料への処置項目等の包括を拡大しないこと、③外来管理加算は、マニフェスト通り『5分ルール』を廃止し、引下げや廃止は行わないこと、④少なくとも総枠で3%以上の診療報酬の引き上げを行うこと」の4点。順次、医療機関宛てに送付し、現在のところ500筆の署名が集まっている。

まだご協力いただけていない先生は、ぜひご協力ください。署名用紙が必要な方は県協会 ☎ 078-393-1807まで。

署名は国会議員要請行動で兵庫選出の議員に提出する

役職員一同

☆協会ホームページ・明石支部→ <http://www.hhk.jp/sibu/akasi/akasi.htm> もぜひご覧ください。



「西区平野町からの夕焼け」 撮影 榎林歯科 榎林 義雄

謹賀新年
お慶びを申し上げます
本年もよろしく
お願ひ申し上げます

兵庫県保険医協会明石支部
神戸市中央区海岸通一丁目二番三二号
神戸フコク生命海岸通ビル五階
FAX 078-1393-1801 (代)



No. 239
2010.1.25
投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部
神戸市中央区海岸通一丁目二番三二号
神戸フコク生命海岸通ビル五階
FAX 078-1393-1801 (代)